

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人まつどNPO協議会 千葉県松戸市樋野口804-3-401
工事等の名称	中高生の居場所づくり事業業務委託（松戸地区）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	6,689,000円
工事等の概要	本事業は、放課後や長期休業中の中高生に安心安全な居場所を提供し、自由な時間と場所、知識や体験の機会を確保するとともに、孤立防止やニーズ把握、課題解決につなげることを目的とするものである
随意契約の理由	<p>本事業は、放課後や長期休業中に中高生が安心して利用できる居場所を提供することにより、学校や家庭以外での自由な時間と場所の確保、知識や体験の機会の提供、孤立の防止等を図るとともに、一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげることを目的として実施するものである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、中高生の見守りを通じて、必要に応じた学習支援、進路相談及び日常生活に関する相談対応を行うほか、関係機関との連携が必要な場合には適切に対応することが求められる。このため、中高生とのコミュニケーション能力、相談支援に関する専門的知識及び経験、継続的かつ安定的な運営体制等が必要である。</p> <p>当該事業者は、事業開始時の事業者選定において、公募型プロポーザル方式により選定された事業者であり、企画提案内容及び業務遂行能力について高い評価を得ている。また、青少年支援に関する事業実績及びノウハウを有し、行政との連携のもとで継続的に業務を実施している。</p> <p>さらに、これまで本業務を受託し、来館する子どもとの信頼関係を構築しながら、相談対応及び見守り支援を継続的に実施しており、事業の安定的かつ円滑な運営が確保されている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	アクティオ株式会社 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階
工事等の名称	中高生の居場所づくり事業業務委託（新松戸地区）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	4,230,000円
工事等の概要	本事業は、放課後や長期休業中の中高生に安心安全な居場所を提供し、自由な時間と場所、知識や体験の機会を確保するとともに、孤立防止やニーズ把握、課題解決につなげることを目的とするものである
随意契約の理由	<p>本事業は、放課後や長期休業中に中高生が安心して利用できる居場所を提供することにより、学校や家庭以外での自由な時間と場所の確保、知識や体験の機会の提供、孤立の防止等を図るとともに、一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげることを目的として実施するものである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、中高生の見守りを行いながら、必要に応じて学習支援、進路相談及び日常生活に関する相談対応を行うほか、関係機関との連携が必要な場合には適切に対応することが求められる。このため、中高生とのコミュニケーション能力、相談支援に関する専門的知識及び経験、継続的かつ安定的な運営体制等が必要である。</p> <p>当該事業者は、既に本業務を実施しており、利用者との信頼関係を構築しながら、相談対応及び見守り支援を継続的に行っている。また、子ども支援施設等の運営実績を有し、子どもや関係機関と連携した事業運営に関する知識及び経験を有している。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所 千葉県柏市末広町5-16 エスパス柏5階D
工事等の名称	中高生の居場所づくり事業業務委託(五香六実地区)
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日 ~ 令和9年3月31日
契約金額	9,648,000円
工事等の概要	本事業は、放課後や長期休業中の中高生に安心安全な居場所を提供し、自由な時間と場所、知識や体験の機会を確保するとともに、孤立防止やニーズ把握、課題解決につなげることを目的とするものである
随意契約の理由	<p>本事業は、放課後や長期休業中に中高生が安心して利用できる居場所を提供することにより、学校や家庭以外での自由な時間と場所の確保、知識や体験の機会の提供、孤立の防止等を図るとともに、一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげることを目的として実施するものである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、中高生の見守りを通じて、必要に応じた学習支援、進路相談及び日常生活に関する相談対応を行うほか、関係機関との連携が必要な場合には適切に対応することが求められる。このため、中高生とのコミュニケーション能力、相談支援に関する専門的知識及び経験、継続的かつ安定的な運営体制等が必要である。</p> <p>当該事業者は、事業開始時の事業者選定において、公募型プロポーザル方式により選定された事業者であり、企画提案内容及び業務遂行能力について高い評価を得ている。また、青少年支援に関する事業実績及びノウハウを有し、行政との連携のもとで継続的に業務を実施している。</p> <p>さらに、これまで本業務を受託し、来館する子どもとの信頼関係を構築しながら、相談対応及び見守り支援を継続的に実施しており、事業の安定的かつ円滑な運営が確保されている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。</p>

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年6月1日
担 当 課	子ども居場所課

契約業者名・住所	特定非営利活動法人キャリアデザイン研究所 千葉県柏市末広町5-16 エスパス柏5階D
工事等の名称	中高生の居場所づくり事業業務委託（八柱地区）
工事等の場所	松戸市が指定した場所
種 別	運営委託
工事等期間	令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日
契約金額	9,618,000円
工事等の概要	本事業は、放課後や長期休業中の中高生に安心安全な居場所を提供し、自由な時間と場所、知識や体験の機会を確保するとともに、孤立防止やニーズ把握、課題解決につなげることを目的とするものである
随意契約の理由	<p>本事業は、放課後や長期休業中に中高生が安心して利用できる居場所を提供することにより、学校や家庭以外での自由な時間と場所の確保、知識や体験の機会の提供、孤立の防止等を図るとともに、一人ひとりのニーズ把握や課題解決につなげることを目的として実施するものである。</p> <p>本事業の実施にあたっては、中高生の見守りを通じて、必要に応じた学習支援、進路相談及び日常生活に関する相談対応を行うほか、関係機関との連携が必要な場合には適切に対応することが求められる。このため、中高生とのコミュニケーション能力、相談支援に関する専門的知識及び経験、継続的かつ安定的な運営体制等が必要である。</p> <p>当該事業者は、事業開始時の事業者選定において、公募型プロポーザル方式により選定された事業者であり、企画提案内容及び業務遂行能力について高い評価を得ている。また、青少年支援に関する事業実績及びノウハウを有し、行政との連携のもとで継続的に業務を実施している。</p> <p>さらに、これまで本業務を受託し、来館する子どもとの信頼関係を構築しながら、相談対応及び見守り支援を継続的に実施しており、事業の安定的かつ円滑な運営が確保されている。</p> <p>以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び松戸市財務規則第138条第1項第1号の規定に基づき、随意契約を締結するものである。</p>